介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)重要事項説明書

〈 令和7年4月1日 現在 〉

1 事業主体

社会福祉法人 東京蒼生会 名称•法人種別

本部所在地 · 電話番号 東京都東村山市富士見町二丁目1番地3

042-391-9246

2 当施設が提供するサービスについての相談窓口

03-5682-0007 (月~土曜日 午前9時~午後5時) 電話

担当 長浜亜希子・渡邊昇吾・山地千賀子・小泉祥子(生活相談員・介護支援専門員・社会福祉士) * ご不明な点は、何でもおたずねください。

- 3 特別養護老人ホームさのの概要
 - (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームさの		
所在地	東京都足立区佐野二丁目30番12号		
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (東京都 第1372100782号)		
定員	106名(うち6名が短期入所)		

(2) 職員体制

併設の短期入所生活介護と一体的に運営

職種	職員数	資格等	備考
管理者	1名	社会福祉主事	
医師	4名	医師(内科)歯科医師	非常勤
生活相談員	4名	介護福祉士·介護支援専門員·社会福祉士	
管理栄養士	2名	管理栄養士	
介護職員	45名	介護福祉士等	非常勤を含む
看護職員	5名	看護師	非常勤を含む
機能訓練指導員	4名	准看護師•理学療法士	非常勤を含む
介護支援専門員	3名	介護福祉士•社会福祉士	生活相談員兼務
事務職員	2名	社会福祉主事	

^{*}但し、必要に応じて常勤及び非常勤の職員を置くことができる。

(3) 設備の概要

居室	4人部屋		21室		(1室39㎡)	
	3人部屋		1室			
	2人部屋	5室				
	個室	9室			(1室13㎡)	
浴室	一般浴槽と特殊浴槽(リフト・機械)があります。					
食堂	各階		医務室		1室	
デイルーム	各階		静養室		1室	
機能訓練室	1室		喫茶コーナ	· —	有り	

4 サービス内容

① 施設サービス計画の立案 個々の利用者の状況に応じた適切なサービスの計画立案

管理栄養士による豊富なメニューとバランスのとれた食事 ② 食事

> 朝食 7時45分より 昼食 12時00分より

> 夕食 18時00分より

原則、各階の食堂にてお摂りいただきます。

ご利用者様の状態にあわせた形態の食事をご用意します。

③ 入浴 利用者の身体状況に応じた入浴の提供

週に2回入浴していただくことができます。

ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④ 介護 状態に応じた適切な介護の提供

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、入浴、食事等の介助

体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

⑤ 相談及び援助 利用者の生活の向上を図るための相談及び援助の体制

生活の向上を図るため、相談及び援助の体制があります。

⑥ 利用者と家族の交流 面会、外出・外泊、行事への参加呼びかけ、広報誌の送付等

面会、外出・外泊の機会を確保、行事への参加呼びかけ、広報誌の送付などを行います。

(7) 外出機会の提供 地域行事への参加、散歩などの提供

地域の行事への参加、散歩などの機会を提供します。

⑧ 機能訓練 理学療法士・准看護師のプログラムにより実施

機能訓練室等にて機能訓練を行うことができます。

⑨ 健康管理 適切な健康チェック

当施設では、担当医師による月に1回の定期診察、必要に応じて健康診断を行います。

希望者は年1回、インフルエンザ等の予防接種を受けることができます。

なお、健康診断及び予防接種は、別途料金がかかります。

また、管理栄養士による栄養管理を行います。

⑩ 療養食の提供 医師の食事箋による適切な食事の提供

当施設では、通常のメニューの他に医師の食事箋による療養食をご用意できます。

⑪ 理美容サービス 月に2回程度の理美容の提供

当施設では月に2回程度、理美容サービスを実施しております。

料金は別途かかります。

② 事務代行 依頼及び委任により代行

事務手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

③ 支払代行 依頼及び委任により代行

諸費用に関する支払代行を申し込むことができます。

⑭ 貴重品の管理 依頼により適正に管理

現金や預貯金等の貴重品は、利用者もしくは家族からの依頼により、「利用者預り

金規程」に基づき預かります。

(b) レクリエーション 季節によりさまざまな行事の実施

当施設では、季節によってさまざまな行事を行います。 行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

5 利用料金

(1) 基本料金 別表1のとおり

6 入退所の手続き

(1)入所手続き

要介護の認定を受けている方で入所を希望する方は、所定の様式「足立区特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書」でお申し込みください。原則、優先度に応じて入所を決定します。入所が決定した場合、契約を結び、サービスの提供を開始します。

契約期間は、介護認定の有効期間とし、その後も入所要件を満たせば自動的に更新できます。 ※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)退所手続き

① 利用者やご家族の都合で退所される場合 退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ア 他の介護保険施設に入所した場合
- イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立) 要支援 ※H24年4月1日以降入所者より要介護1・要介護2と認定された場合 所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。但し、足立区の特例入所要件に該当 し、認められた場合は契約を継続することもあります。
- ウ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ア 利用者が、サービス利用料金の支払を3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告した にもかかわらず30日以内に支払わない場合、利用者またはご家族などが当施設や 当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所して いただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- イ 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込がない場合または入院後概ね3か月経過しても、退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ウ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- エ 利用者の所持品については、退所手続き時に必ずお引取りください。やむを得ず、 お引取りいただけない場合は、処理費用を負担していただきます。

7 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

基本方針

- ① 利用者の人格と生活を大切にしよう。
- ② 底抜けに明るいホームとしよう。
- ③ 心に壁のない施設としよう。
- ④ まちづくりの拠点になろう。
- ⑤ 生きている楽しさを味わおう。
- ⑥ 施設からコミュニケーションを発しよう。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

① 面会 詳細は別紙にてご案内しています。

施設職員にお尋ねください。

② 外出、外泊 職員にお申し出ください。(外泊は外泊届にご記入ください。)

③ 飲酒、喫煙 飲酒:健康状態により、制限させていただく場合があります。

喫煙:施設内での喫煙は原則禁止させていただきます。

④ 協力医療機関以外の受診 ご家族の付き添いが必要です。

⑤ 政治・宗教活動 宣伝・布教活動は禁止です。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等に速やかに連絡いたします。

○ 協力医療機関

等潤病院	内 科	足立区一ツ家4-3-4	03-3850-8711
セツルメント診療所	内 科	足立区東和4-20-7	03-3605-7747
蒲原歯科診療所	歯科	足立区東和3-4-15	03-3629-4753
六ツ木診療所	内 科	足立区六木1-4-14	03-3629-1661
福寿会病院	内 科·整形外科	足立区梅田7-18-12	03-5682-9055

福寿会足立東部病院 | 内科・脳神経外科・整 | 足立区梅島2-35-16 | 03-3880-1221

ご利用者が入院される際、状況によって個室を利用し、差額ベッド代の支払いが生じる場合が ございますので、予めご了承ください。

9 非常災害対策

当施設では、年に2回避難訓練を行っています。年1回は地元町会と合同訓練を行い、 災害発生時にも利用者の生命を守ることを最優先に応援体制を作っています。 防災設備として、スプリンクラー設置の他、自動火災通報設備や電気錠などがあります。

- 10 サービス内容に関する相談・苦情
 - ① 当施設ご利用者相談・苦情担当
 - ・ 施設サービスに関する相談・要望・苦情については、下記窓口で迅速にかつ適切に対応します。 担当 長浜亜希子・渡邊昇吾・山地千賀子・小泉祥子 (生活相談員)

☆サービス相談窓口☆

電話番号; 03-5682-0007

担当: 生活相談員

(受付時間月~土曜日 午前9時~午後5時)

・ 直接施設に相談しにくい場合は、

当法人第三者委員(足立ブロック) 館内に連絡先などを掲示しています。

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

· 足立区介護保険課事業者指導係

03-3880-5746

・ 基幹地域包括支援センター

03-6807-2460

東京都国民健康保険団体連合会苦情相談専門窓口

03-6238-0177(直通)

11 当法人の概要

名称•法人種別

社会福祉法人 東京蒼生会

本部所在地•電話番号

東京都東村山市富士見町二丁目1番地3 042-391-9246

定款の目的に定めた事業

- 1 第一種社会福祉事業
 - ア 養護老人ホームの経営
 - イ 特別養護老人ホームの経営
 - ウ 軽費老人ホームの経営
 - エ 母子生活支援施設ポルテあすなろの受託経営
- 2 第二種社会福祉事業
 - ア 老人デイサービスセンターの経営
 - イ 老人短期入所事業の経営
 - ウ 老人居宅事業所等の経営
- 3 公益事業
 - 地域包括支援センター